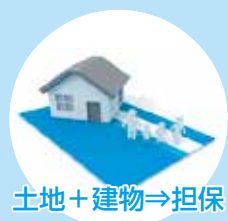


1. 高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ）のお知らせ

■リバースモーゲージとは

- 毎月の返済が利息のみとなります。
- 借入金の元金は、申込人全員が亡くなられたときに、融資住宅および土地の売却等により一括してご返済いただきます。もしくは、相続人の方が一括して元金返済されますと、土地や建物の売却は発生しません。
- なお、住宅金融支援機構は、融資住宅および土地の売却によりご返済いただいた場合で残債務があるときでも、残債務について相続人に請求しません。



返済は利息のみ



元金は、借入者が亡くなられた時に、担保の土地や建物を売却し返済する。または、住んでいらっしゃる期間に返済も可能です。

■ご利用いただける方

概ね次の(1)(2)にあてはまる方

- (1) 借入申込時の年齢が満60歳以上の方
- (2) 自然災害により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」といいます。）の所有者または居住者で、地方公共団体から次表の「り災証明書」を交付されている方

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 建設 • 新築住宅購入 • リ・ユース（中古）住宅購入 | 住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」（「一部損壊」を除きます。） ※別途、住宅の被害状況に関する申出書等の提出を要する場合があります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 補修 | 住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」（「一部損壊」も対象になります。） |

※既に被災住宅の復旧が行われている場合は、融資を受けることができませんので、ご注意ください。

■具体的な利用例

自己資金等 約450万円

| | | | |
|-------|---------------|------|-----------------------------------|
| 加算支援金 | 利子助成 諸経費助成 | 自己資金 | 借入 約850万円 住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）など |
|-------|---------------|------|-----------------------------------|

全体の再建費用 約1,300万円（うち建設費1,000万円）

■融資限度額

- 建物 工事請負契約書の建設費×60%
- 土地 土地を購入しない場合：固定資産税評価額×10/7×60%
土地を購入する場合：土地売買契約書の売買価格×60%

※その他詳細につきましては住宅金融支援機構までご相談ください。

〈問い合わせ先〉住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120 (086) 353

2.リバースモーゲージに関する支援制度

①リバースモーゲージ利子助成事業（県事業）

金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けて、県内で自宅を再建した場合に、その利子分に対して約100万円（借入額や金利による）の助成を行います。

②南阿蘇リバースモーゲージ新築諸経費助成事業補助金（村事業）

金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けて、村内で自宅を再建した場合に、建築費用と別に発生する諸経費相当額の助成を100万円を上限に行います。

※詳細につきましては南阿蘇村復興推進課までご相談ください。

〈問い合わせ先〉 村 復興推進課 TEL(67) 1113

南阿蘇村

地域おこし協力隊通信

vol.8

4月より「次世代定住課」が 新設されました

本村でも少子高齢化や過疎化が深刻化しており、村へのU・Jターンを促進する取組みや子どもたちが南阿蘇村に住み続けられるような仕組みづくりが求められています。

そのような中、本年4月1日より村に「次世代定住課」が新設されました。移住定住に関する業務や、子育て環境整備に関する業務を担っております。村の10年後、20年後の将来を見据えた村づくりをテーマに、村を構成する各集落をきちんと次の世代に残す仕組みづくりを新たにスタートさせています。

南阿蘇村移住サロンも同課と協働し、地域に根ざした空き家・空き地の活用に取り組みを展開してまいります。今後とも協力隊の活動にご期待ください！

（桑川）



次世代定住課と協力し、まい進していきます。

〈問い合わせ〉 南阿蘇村移住サロン TEL090 (4516) 3341

南阿蘇村定住支援員を追加募集します

村では空き家・空き地の有効利用を図るため、また、移住・定住を促進することで地域活性化を図ることができるようにとさまざまな対策を講じています。

平成29年度より定住支援員を任命し、現在3人の支援員に空き家の所有者や移住希望者等の相談窓口としてご活躍いただいているところです。

今後ますます需要が高まることから、定住支援員をさらに募集いたします。

■業務

① 住宅情報の収集（村内空き家調査）

② 移住希望者および現移住者へ永住していくための相談および空き家バンク物件に関する相談業務

③ 相談日報の作成

■任用期間

平成30年6月以降
平成31年3月末

■勤務形態

兼業可、業務事案時に対応

■報酬

年40万円を限度
（年200時間程度）

■応募および審査

① 募集期間

6月4日（月）～29日（金）

② 提出書類
履歴書、有資格証などの
写し

③ 審査

書類審査のうえ面接

〈問い合わせ・応募先〉

次世代定住課
TEL(67) 2705

④ 普通自動車免許を有する者

者

③ 村に住所を有する者

者

② 宅地建物取引士・司法書士・行政書士等の有資格者

者

① 村の自然環境、生活文化などを熟知し、移住希望者および現移住者の相談に対応できる者

者

■応募資格

3人

■募集定員